

---

翻 訳

---

著作権に関する比較法ワークショップ  
「著作権と相続：国際私法の観点から」について

横 溝 大

著作権と相続：国際私法の観点から

André Lucas  
羽 賀 由利子（訳）

---

**翻 訳**

---

著作権に関する比較法ワークショップ  
「著作権と相続：国際私法の観点から」  
について

横 溝 大

2019年11月22日（金）、ナント大学名誉教授 André Lucas 氏を名古屋大学に招聘し、「著作権と相続：国際私法の観点から」というテーマで御講演頂いた。Lucas 教授は、フランスを代表する世界的に著名な著作権法研究者であり、*Traité de la propriété littéraire et artistique* (5<sup>e</sup> édition, LexisNexis, 2017) (Agnès Lucas-Schloetter 氏及び Carine Bernault 氏との共著)を始め、多数の重要な論稿を公表している。常々本研究科にお招きしたいと機会を窺っていたが、この度、Lucas 教授の下で博士号を取得した陳思廷氏（国立成功大学副教授）の御協力により、遂にワークショップを開催することが出来た。

御講演のテーマについては、事前に Lucas 教授と相談して決定した。フランス語での通訳を付けない講演、しかもテーマが著作権法と抵触法（国際私法）に関する専門的なものであったため、本学は勿論、他大学の民法・著作権法・抵触法の研究者に参加して頂くことにし、また、陳思廷氏及び羽賀由利子氏（金沢大学准教授）にコメントを用意して頂いた。御蔭で、非常に密度の濃い、有益な議論を行うことが出来た。参加して下さった先生方のお名前を逐一挙げることは差し控えるが、この場を借りて心からの感謝を表す（当日の様子については、以下の HP に簡単な紹介がある。< <https://daiyoko-conflict-of-laws.themedia.jp/posts/7350669> >）。

ここに掲載するのは、ワークショップのために Lucas 教授が用意して下さった報告ペーパーである。内容の重要性に鑑み、訳出して公表することにした次第である。訳出の労をお取り下さった羽賀准教授に厚く御礼申し上げます。著作権と相続に関する抵触法的観点からの検討は、我が国では未

## 翻 訳

だそれ程議論がなされているとは言い難い。本稿が、我が国の著作権法及び抵触法研究にとって有益な示唆を与えてくれるものと信ずる。

## 著作権と相続：国際私法の観点から

André Lucas\*

羽 賀 由 利 子 ( 訳 )

著作権の準拠法に関する問題は、フランスでは長らく外国人の地位の問題と混同されてきたが、今日では十分に区別されている。この問題は保護国法（*lex loci protectionis*）を指す方向で解釈されている。すなわち、その国について保護が要求される国、換言すれば当該権利の侵害が位置付けられる国の法で規律される。破毀院は、2013年の3つの主要な判例において<sup>1)</sup>、(判例・学説はこの点について意見が分かれていたが)保護国法が著作権の原始的帰属の問題を規律すると判示し、ドイツを含むいくつかの国で採用されている解決に同調した。

もちろん、いくつかの事項は同じ法に服することなく著作権と関係し得る。このことが、不可避免的に[それらの事項の間の]連関と、とりわけ性質決定の問題を生じせしめる。例えば、著作物とその物理的媒体にそれぞれ適用される法の決定や、あるいは、著作権の利用契約の重要性（ドイツでは「著作者の契約法」と呼ばれる）を考慮する時のより争点の大きな問題、つまり契約法と権利自体に適用される法（「権利の法」）のそれぞれの領域、などである<sup>2)</sup>。

---

\* ナント大学名誉教授

1) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 10 avr. 2013, *ABC News*, 3 arrêts, pourvois n<sup>os</sup> 11-12508, 11-12509 et 11-12510 ; *RIDA* 4/2013, p.409 et p.361, obs. P. Sirinelli ; *JCP G* 2013, 493, obs. A. Lucas-Schloetter, et 701, note É. Treppoz ; *D.* 2013, p.2004, note T. Azzi ; *Propri. intell.* 2013, p.306, obs. A. Lucas ; *RTD com.* 2013, p.725, obs. F. Pollaud-Dulian ; *JCP E* 2014, 1444, n<sup>o</sup> 8, obs. F. Marchadier. V. sur ces arrêts M.-É. Ancel, Reportages en quête d'auteur : de la loi applicable à la titularité initiale des droits sur une œuvre de l'esprit : *Comm. com. électr.* 2013, étude 18. – M. Vivant, Droit d'auteur : déroutante territorialité : *D.* 2013, p.1973-1976.

2) A. Lucas, Le domaine d'application de la *lex contractus*, in *Urheberrecht !, Festschrift für Michel M. Walter zum 80. Geburtstag*, Verlag Medien und Recht, Wien, 2018, p.533-546.

また、本講演のテーマである相続準拠法の問題も生じる。相続準拠法の決定は、ここでは詳細には言及しないが、一般抵触規則により決定される。[ここでは] 2012年7月4日の欧州規則(650/2012)<sup>3)</sup>を想起しておけば十分である。[この規則は] 2015年8月17日以降に開始した涉外要素を含む<sup>4)</sup>相続に適用される。同規則は、(もはや以前のように動産の相続だけではなく)相続全体を被相続人の死亡の時点で常居所を有していた地の法によらしめる。ただし、この法はその他の国の法が明かにより密接な関係を有する場合は例外的に適用されず、また、被相続人が自身の本国法を選択していた場合も除かれる。

この相続準拠法に規律される諸問題は、同規則23条に非限定的に列挙されており、そこに「相続人の指定、各々の持分及び被相続人により課せられ得る義務の決定、並びに生存配偶者または生存パートナーの相続権を含む、遺産に関するその他の権利の決定」<sup>5)</sup>が挙げられているのは驚くに当たらない。相続準拠法が著作権の準拠法と競合し得るのは、おそらくこの点に関してである。実際、後者〔(著作権)〕は、他の〔物の〕ように動産ではなく、その帰属は、フランス法や他の法制、およびいくつかの国際条約によって、通常相続にかかる法規と衝突する特別の法規に服することになる。

本稿は、財産法に関しては周縁的に論じ(第1章)、著作人格権についてはより重点的に扱う(第2章)。

## I . 財産的権利の帰属の準拠法

著作者に認められる権利は、二つのカテゴリーに分類され、抵触法のレベルでは同じ困難を引き起こすわけではない。一つは、排他的権利(複製権、公衆伝達権、頒布権)で構成される特権であり(A)、他方は、財産権の一部をなし、債権的権利と分析される、視覚的及び造形美術の著作物

---

3) *JOUE* L 201, 27 juill. 2012, p.107-134.

4) 20条によれば、「本規則によって指定される法は、加盟国法でなくても、適用される」。

5) 23条b項。

の著作者に認められる追及権である (B)。

## A. 排他的権利

排他的権利は、著作権の「心臓 (cœur)」であり、(以下で生存配偶者の法定用役権と呼ぶものを除く) 他の一般的な無体の動産と同様に、相続準拠法により扱われ、特段の分析は必要とならない。具体的には、裁判所は、著作権の権利保持者が相続人たる地位を主張して提起した侵害訴訟の際には、これらの訴えの受理可能性を相続上の帰属の証明問題として、一般抵触規則によって指定される相続準拠法によらしめる。

例えば、生前に二人目の妻を「包括受遺者」に指定した後、死亡時までロシアに居住したある作家について、当該二人目の妻の母親の相続人たることを「各種の公証人作成文書」によって証明した原告女性がフランスの出版社に対して提起した訴えでは、ロシア法が相続準拠法として適用された<sup>6)</sup>。パリ控訴院は、同じ論理によって、合衆国で二つの連続する婚姻を結び、25年間カリフォルニアに居住したのちに同地で死亡した高名なフランスの作曲家について、その相続から生じた難問を解決するために、抵触規則を適用した。この抵触規則は、当時、動産の相続を被相続人の最後の住所地法に委ねていたため、カリフォルニア州法が適用されることとなった。ここで [パリ控訴院は]、次の点を入念に明確にした。すなわち、この [被相続人の最後の住所地] 法は、死者の「財産的利益の有効な位置決定 (localisation) に対応する」が、「本件においては確かにそうである。上述の [当該作曲家の] 伝記によって、彼の婚姻が1965年から合衆国で

---

6) TGI Paris, 3<sup>e</sup> ch., 29 janv. 2008 : *JCP E* 2009, 1108, n<sup>o</sup> 10, obs. H.-J. Lucas (「Galina Anatolievna Y... は、ロシア法により、Vénédict X... の著作物についての財産権の相続人であることを立証した」。これは以下の判決で確認されている。CA Paris, pôle 5, 2<sup>e</sup> ch., 27 nov. 2009 : *Propr. intell.* 2010, p. 731, obs. A. Lucas (「控訴人は、当該作家の二番目の妻である Galina Pavlovna Erofeeva 夫人の遺産を相続するために、複数の公正証書を提出した。その文言によれば、Galina Anatolievna Erofeeva 夫人は2002年5月21日に死亡した Grabova Klavdiya Andreyevna 夫人の相続人であり、かつ、当該作家の著作権の権利保有者である。これにより、[控訴人は] 当該作家の死亡以来、その著作物についての一連の権利を立証しているし、さらに、2007年2月28日付の慣習証明書の提出により、Vénédict Erofeev の著作者の権利の相続上の帰属がロシア法によることをも証明した」)。

結ばれていたこと、及び同国での彼の居住が古く長いことを証明されている」<sup>7)</sup>。同様の理由づけは、著作権者の権利の隣接権の分野でも導かれていることも注目すべきであろう<sup>8)</sup>。

上述の 650/2012 規則の発効以前でさえ、相続準拠法は「相続の開始原因と相続に必要な地位を決定する」だけではなく、「遺産占有、財産の占有取得及び相続管理に関する諸問題」にも適用されることが、同様に認められていた<sup>9)</sup>。

外国の相続法の適用は、明らかに、フランス法に則って導かれる解決とは異なる解決を導く可能性があるだろう。例えば、フランス知的財産法 L.123-6 条は、生存配偶者に、その他の相続財産について主張できる権利とは別個に、「利用権」（つまり複製権及び公衆送信権）の用役権の利益を認めている。準拠外国法によって指定された配偶者はこの規定の恩恵を受けられない。なぜなら、合理的に考えればこの規定は強行法規（*loi de police*）とみなされないからである。

その上、抵触規則により指定された法が、著作権に特有の考慮によって、国際公序の例外の名の下に、どのように排除されるかは明らかではない。ここでも、俎上に載せられ得るのは一般法だけである。650/2012 規則 35

7) CA Paris, pôle 3, 11 mai 2016 : *Propr. intell.* 2016, p. 350, obs. A. Lucas. また、Alberto Diaz によって撮影された「星のついたベレー帽のゲバラ（Che au béret et à l'étoile）」と題される著名な Ernesto Che Guevara の写真についての CA Versailles, 1<sup>er</sup> ch., 17 sept. 2019, n° 17/08172 も参照。同判決は、Diaz の死亡により、「2002 年 3 月 29 日のハヴァナ人民裁判所判決により承認された 1999 年 2 月 5 日の遺言により包括受遺者として指定された」[Diaz の] 娘によって提起された「著作権」侵害の訴えを認めたものである。

8) 高名なアメリカ人ピアニストの相続について、ニューヨーク州法を適用した CA Paris, 1<sup>er</sup> ch, 28 avr. 1998 : *RIDA* 4/1998, p. 263 ; *JCP E* 2000, p. 79, obs. H.-J. Lucas を参照。「Thelonius Monk Junior は、ニューヨーク州検認裁判所の 1983 年 4 月 13 日判決の写し及び 1986 年 11 月 18 日の遺言検認・後見官による証明書（いずれも法定翻訳人により翻訳されたもの）を提出した。これらの文書から、Thelonius Monk Junior の父が生前ニューヨーク市に居住していたこと、その死亡に伴い、その息子が相続財産管理人に指定されたことがわかる(…)。したがって、Monk Junior 氏は、彼の父を相続したとして行動する地位を有することが認められる」。

9) CA Paris, 1<sup>re</sup> ch., 28 avr. 1998, préc.

条は、抵触規則によって指定された法の適用が「法廷地の公序と明らかに相容れない」場合を対象とする、と明記している。ここで、2017年の重要な二つの判例が想起されよう。これらの事件では、二人のフランス人作曲家の相続（したがって、同時に著作権を含む）が問題となったが、これらの作曲家はいずれもいずれもカリフォルニア州に居住していた。破産院は、遺留分制度がフランスの国際公序の概念に属すると認めることを拒否した<sup>10)</sup>。ただし、破産院は、遺留分を有さない子らが「経済的不安定ないし貧困の状況に陥るかもしれない」場合を明確に留保した（この制限は、扶養機能を遺留分に割り当てる点で新機軸を打ち出すものであるが、しかし今後、実務上の適用の諸問題は生じずにはいないだろう）。

## B. 追及権

追及権は1920年にフランスで生まれた。この権利は今日では欧州連合のすべての国で認められており、知的財産法典L.122-8条の文言によれば、オリジナルの視覚的及び造形美術の著作物の著作者は「美術市場の専門家が売り手、買い手又は仲介者として介入する場合、著作者またはその権利保持者がなした最初の譲渡の後における著作物のいかなる販売の収益にも関与する譲渡不能の権利」を有する。これは、一般に、これらの著作者らが複製や実演の独占の実施からは乏しい利益しか得られず、彼らの収入の本質は、自身の著作物が化体する物理的な対象物の譲渡に由来する、という事実 に立脚している。ここから、このような [著作者の経済的] 劣勢を

10) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 27 sept. 2017, n° 16-17.198 : D. 2017, p.2185, note J. Guillaumé ; JCP G 2017, 1230, note C. Nourissat et M. Revillard ; JCP N 2017, 1305, note E. Fongaro ; Rev. crit. DIP 2018, p. 87, note B. Ancel ; RTD civ. 2017, p.833, obs. L. Usunier ; RTD com. 2018, p.110, obs. F. Pollaud-Dulian, 前掲の CA Paris, pôle 3, 11 mai 2016 に対する上告を拒絶するものとして, Cass. 1<sup>re</sup> civ., 27 sept. 2017, n° 16-13.151 (「抵触規則によって指定された外国法で遺留分制度を有さないものは、それ自体がフランスの国際公序に反するわけではなく、その実際の適用が、具体的な事案において、本質的とみなされるフランスの法原則に反する状況を導かない限りは、排除されない」). もちろん、国内法においては、遺留分は公序であり続ける。例えば、フランスに不動産を残してモロッコで死亡したモロッコ国籍の被相続人の相続について、Cass. 1<sup>re</sup> civ., 4 juill. 2018, n°s 17-16.515 et 17-16.522 を参照。この判決は、抵触規則によればフランス法が準拠法として指定されるから、遺留分は排除されず、ゆえに本件では、遺言によってフランスに所在する不動産の相続からすべての遺留分権利者の公序的な権利 [(である遺留分権)] が排除されることは許されない、と判示した。



是正するために、その対象物（絵画、彫刻）の再売却の利益に著作者を与らせる [べきだ] とする考えが生まれたのである。

追及権が債権的権利であるとしても、視覚的及び造形美術の分野において、この権利は伝統的財産権を補完することを目的とし、著作者の地位と深く関係する。それゆえ、追及権に著作者の権利の性質を認めることは不自然なことではない。

追及権は死亡により移転可能である。しかし、1957年から2016年まで、フランス法はこの点について、この移転を無遺言（*ab intestat*）相続人（法で定められた相続人）に限定し、受遺者は除くという、独特な立場を示していた（L.123-7条。この除外は学説からは一致して批判されていた）。この特異な点が、[追及権の] 帰属の準拠法という問題を引き起こしたのである。

Salvador Dali は、遺言によって彼の知的財産権に関する包括受遺者としてスペイン国を指定した後に、1989年、5人の法定相続人を残してスペインで死亡した。これらの権利はある財団に管理され、その [実際の] 管理行為はスペインの集中管理団体 VEGAP に委託されていた。1997年以降、フランスの追及権料の徴収を担当する ADAGP は、フランスにおいて追及権料として徴収した金銭を、包括受遺者ではなく、法定相続人らに支払った。その理由は、（この時点で適用されていた）知的財産法典 L.123-7 条によると、包括受遺者は追及権の著作者の死後の (*post mortem auctoris*) 利益から、明白に除外されていたからである。他方、Dali の著作者の権利の管理を担当する当該財団及び VEGAP は、当該徴収金は包括受遺者たるスペイン国に帰属するべきと主張した。パリ大審院の付託を受けた [欧州] 司法裁判所は、追及権に関する 2001 年 9 月 27 日指令には、L.123-7 条に含まれるような規定に対立するものは何もない、と回答した。しかし、司法裁判所はスペイン人原告らから提起された別の問題にも言及した。原告らは、フランス法は本件に適用される資格はなく、著作者の死後の追及権の帰属は相続準拠法たるスペイン法に規律されるべきである、と主張していた。司法裁判所は、極めて慎重に、次のように述べた。すなわち、司法

裁判所には国際私法上のこの問題に立ち入る権限はなく<sup>11)</sup>、「追及権の相続上の帰属についての抵触法上の問題を解決するためのあらゆる関連する法規を正しく考量すること」は移送裁判所の役目である<sup>12)</sup>。

最も重要なのは、この「関連する法規 (règles pertinentes)」とは何かであった。条約法 (より具体的には、後に分析するベルヌ条約 14 条の 3) を除くならば、著作者の死後における追及権の受益者の決定は相続法の問題であるのか、それとも他の連結もありうるのか、である。ここで「性質決定」は、それが準拠法の選択を支配しているという意味で、Bartin が理解していたような主たる性質決定とみなされるべきであり、したがって法廷地法によってなされなければならない。フランス法の観点からは、L.123-7 条が相続法上の規定を含むことに異議を唱えるのは難しい。なぜなら同条は、(2016 年 7 月 7 日法による改正後も引き続いて) 追及権は著作者の相続人に有利になるよう「存続する」と規定している。このことは明確に死亡を原因とする帰属を想起させる。この帰属は、破産院が Braque 事件判決で明示したように、(受遺者を除外すること以外は) 相続の一般法に服するものである<sup>13)</sup>。説明文書 (considérant) 27 に鑑みれば、これはおそらく指令起草者の視点でもあった。各加盟国に芸術家の死後の権利者の決定を委ねるといふ解決は、次の文言で正当化される。「補完性原則 (principe de subsidiarité) を尊重しつつ追及権の受益者を決定することが指摘されている。それゆえ、本指令によって、各加盟国の相続法に関する事項が干渉されることは望ましくない」。この理由付けは、著作者の死後の追及権の受益者は相続準拠法によって決定されるべきである、との見解を導く。本件当時に適用された抵触規則を考慮すると、Salvador Dali の最後の住所地はスペインであったから、ここでは相続準拠法はスペイン法となる。

---

11) Point 21.

12) CJUE, 15 avr. 2010, *Fundación Gala-Salvador Dalí et VEGAP c/ ADAGP et autres*, aff. C-518/08 ; RIDA 3/2010, p. 333, obs. P. Sirinelli ; Comm. com. électr. 2010, comm. 72, note C. Caron ; JCP G 2010, 510, obs. L. Marino ; Propr. intell. 2010, p. 862, obs. A. Lucas et p. 865, obs. V.-L. Benabou ; RTD com. 2010, p.705, obs. F. Pollaud-Dulian.

13) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 11 janv. 1989 ; RIDA 3/1989, p.252, note S. Durrande ; D. 1989, p.308, 2<sup>e</sup> esp., note B. Edelman ; JCP G 1989, II, 21378, 2<sup>e</sup> esp., note A. Lucas ; RTD civ. 1989, p.365, obs. J. Patarin.

しかし、ベルヌ条約 14 条の 3 第 1 項はこの状況を変える可能性があった。同条は、著作者の死後における追及権の享有は「国内法が資格を与える人または団体」に属すると規定するからである。この文言に抵触規則は含まれているだろうか？ Sharpson 法務官は、同指令についての意見の中で以下のように述べており、この見解に肯定的であったようである。「この指令は芸術家の死後の受益者の決定を、芸術家の相続を規律する法のみ結び付けるものではなく」、それゆえ「加盟国が、準拠法を別様に決定し得る抵触規則に優先する基本原則の形で、より個別の規定を採用することは禁止されていない」と結論する<sup>14)</sup>。さらに、「この結論は、ベルヌ条約 14 条の 3 と最も平仄がとれていると思われる。同条によれば、著者の死後における追及権は、「国内法が資格を与える個人または団体」と規定するが、この文言は、何を指すとしても、相続法の関連用語よりも広い意味のように思われる」<sup>15)</sup>。この「著作者の死後の追及権の帰属」問題を解決するには、相続準拠法より保護国法が妥当であるとして、この理論を支持する見解もあった<sup>16)</sup>。反対に、このような「国内法」を参照する解釈に反対する見解もある<sup>17)</sup>。

[ECJ からの] 移送を受け、パリ大審裁判所は以下のような代替案を示した。「権利者を決定する規定が相続の性質を有し、その準拠法が相続に関する国際私法規則によって決定されるにせよ、それが著作者の権利の準拠法、つまり再販売の地の法の射程に属するにせよ、本件ではフランス法である」。パリ大審裁判所によれば、ベルヌ条約 14 条の 3 が著作者の死後における追及権の権利を享有する「人または団体」の決定を委ねる「国内法」とは、「国際私法規則を含む各国の法であり、従って当該国法により他の国の法が指定され得る」。本件では、問題となっている特権「すなわち追及権」の性質を考慮すれば、このようになるべきである。その理由は以下のように説明されている。「財産権である追及権は、相続の開始の時

14) Point 52.

15) Point 53.

16) G. Droz et M. Revillard, *J.-Cl. Droit international*, Fasc. 557-10, 2010, n° 188 (「この事項について、相続準拠法が介入すべきかには疑問がある」)。

17) T. Azzi, *La loi applicable à la dévolution successorale du droit de suite : Propr. intell.* 2012, p. 288-294, aux p.290-291. – É. Treppoz, note préc. : *RTD eur.* 2010, p.950.

から存在する。なぜならば、相続開始時点では不明であろう著作物の再販売地にかかわらず、権利保持者を決定するのは、相続開始日に適用される相続法だからである。したがって、追及権は著作権準拠法ではなく、相続準拠法の射程に含まれる。L.123-7 条は、追及権に関する相続法上の特則を定めており、フランス法により規律される相続に適用される」。Dali はスペインで死亡したから、動産の相続の準拠法の決定に関する規則によって、スペイン法が著作物の死後の追及権の権利者を決定することになる。これによれば追及権は著作物が指定した包括受遺者、すなわちスペイン国に「Dali 財団 (fondation Dali) の形で」与えられる<sup>18)</sup>。この解決は、追及権が死亡によって移転可能か否か、また、どのように移転するかを著作物が創作された地の法に委ねるドイツ法の解決とは異なっている<sup>19)</sup>。

## II . 著作者人格権の帰属の準拠法

フランス法では、著作者人格権の [著作者の] 死後の帰属は特有の規定による。これらの規定は、実際のところ正当化が難しい二種類の特権の区別に由来する。すなわち、公表権の帰属は知的財産権法典 L.121-2 条 2 項に規定される順 (遺言執行者、直系卑属、配偶者、直系卑属以外の相続人、包括受遺者) により、その他の特権 (指名表示権、撤回権、作品尊重権) は相続一般法による。

この特異性は、抵触規則についての逡巡を説明するには十分ではないが、著作者人格権に与えられている重要性は、一般法の分野において、その帰属の問題を、相続準拠法を指定する抵触規則を考慮することなくフランス法に委ねるべきとする見解を導く (A)。他方、保護国法の適用の基礎とするために、ここでもベルヌ条約が問題となり得る (B)。

---

18) TGI Paris, 3<sup>e</sup> ch., 8 juill. 2011 : *Propr. intell.* 2011, p.403, obs. A. Lucas ; *RTD com.* 2012, p.336, obs. F. Pollaud-Dulian. この判決については、T. Azzi, *La loi applicable à la dévolution successorale du droit de suite, préc.* を参照。

19) BGH, 21 janv. 1982, *Kunsthändler*, GRUR 1982, p.208.

## A. 一般法

著作者人格権の帰属は、相続準拠法とは別個に、強行法規とみなされるフランス法により規律されるべきである、とする見解もある<sup>20)</sup>。この解決は、著作者人格権の存在を認める規定を「強行的に適用される (d'application impérative)」規定であるとした、著名な Huston 事件破毀院判決<sup>21)</sup> の延長として示される。この判決は、一般に、強行法規の概念を援用したものと解釈された。上述のカリフォルニアに居住したフランス作曲家の2つの判決のうちの一つでは、著作者 (Maurice Jarre) の子らは、彼らの父親の最後の妻との競合において、自身らが著作者人格権を与えられるべきだと結論を導くために、「著作者人格権の帰属は強行法規であるから、フランス法による」と明確に主張していた。控訴院は<sup>22)</sup>、子らの主張を容れなかったが、それでもなお彼らの理由づけの論理に賛同しているように思われる。なぜなら、控訴院によれば、「しかしながら、包括受遺者は、相続上の総財産を受け取る資格及び、特に、遺留分権利者が存在しているにもかかわらず、著作者人格権の権利者となる資格を有するから、A... C... 夫人と競合して自らを著作者人格権の権利者と認めることを求める控訴人の訴えは、却下されるべきである」。実際、この議論は、この字句の通りに Picabia 事件<sup>23)</sup> で繰り返されている。このように、破毀院は明確にフランス法に準拠しており、したがって黙示的には、これは強行法規であるとの見解に沿っている。

反対に、ヴェルサイユ控訴院は、Elena Ivanovna Diakonova の相続に関する事件<sup>24)</sup> で、この暗黙の前提を明確に拒絶している。Gala Dali という名

20) P.-Y. Gautier, *Propriété littéraire et artistique*, PUF, Droit fondamental, 11<sup>e</sup> éd., 2019, n° 440, p.477. – F. Pollaud-Dulian, *Le droit d'auteur*, Economica, 2<sup>e</sup> éd., 2014, n° 2065.

21) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 28 mai 1991 : *JCP G* 1991, II, 21731, note A. Françon ; *JCP E* 1991, II, 220, note J. Ginsburg et P. Sirinelli ; *RIDA* 3/1991, p.197 ; *Rev. crit. DIP* 1991, p.752, note P.-Y. Gautier ; *JDI* 1992, p.133, note B. Edelman ; *D.* 1993, p. 197, note J. Raynard.

22) CA Paris, 3<sup>e</sup> ch., 11 mai 2016, préc.

23) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 17 déc. 1996, n° 94-18.985 : *Bull. civ.* I, n° 461 ; *RIDA* 2/1997, p. 265 ; *JCP G* 1997, II, 22888, note B. Beignier ; *D.* 1997, p. 445, note J. Ravanas ; *RTD civ.* 1998, p.446, obs. J. Patarin ; *RTD com.* 1998, p.148, obs. A. Françon.

24) CA Versailles, 1<sup>re</sup> ch., 5 oct. 2018 : *Propr. intell.* 2019, n° 70, p.45, obs. A. Lucas ; *Daloz IP/IT* 2019, p.162, obs. J. Daleau ; *RTD com.* 2019, p.95, obs. F. Pollaud-Dulian.

でより知られている Salvador Dali の妻は、1982 年スペインで死亡し、唯一の子として、詩人 Paul Eluard との前婚で生まれた娘を残した。この娘の相続人らは、母親たる当該娘の死亡前に開始した訴訟を引き継ぎ、フランスでの彼女の私的な手帳の公表は彼女の著作者人格権を侵害すると主張した。

もちろん、この訴えは著作者の死後における著作者人格権の権利の保有が確定していることを前提とする。ヴェルサイユ控訴院はスペイン法の適用を認めている。実際、控訴院は、「著作者の権利の相続上の帰属は相続法による」との原則を想起させ、この点については、著作財産権と著作者人格権を区別する余地はないと明示した。さらに控訴院は、「公序の (d'ordre public)」(原文通り) 法としてフランス法が適用されるべきとする控訴人の主張に対しては、「著作者人格権の強行法規としての性質は、スペイン法の適用に有効に対抗し得ない。なぜなら、スペイン法は著作者が著作者人格権を有することを認めており、抵触規則の例外 [への言及] は無意味だからである」と述べる。ここから、「フランス国際私法によれば、Gala Dali の著作者の財産的及び人格的な権利の相続上の帰属、及び本件で援用された権利の保有の決定には、スペイン法が適用される」。Gala Dali の遺言には異議が提出されなかったことが確認されたため、スペイン民法及び 1996 年スペイン著作権法に基づいて、包括受遺者として、彼女の夫が正式に当該手帳の著作者人格権を認められた。それゆえ、彼女の夫はこの権利をスペイン国へ移転することができた。

強行法規を回避するためのこの理由付けは批判を免れていない。実際、「外国法がフランス法と同じ文言かつ同じ射程において著作者人格権を認めているのは、当該外国法が著作者人格権を認めているからではない」<sup>25)</sup>。したがって、この議論は強行法規たるフランス法の排除を正当化することはできない。しかしながら、この解決はそれ自体賛同する価値がある。Huston 事件の判例が ABC ニュース事件判決<sup>26)</sup>の後でも有効であると認め

---

25) F. Pollaud-Dulian, obs. préc.

26) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 10 avr. 2013, 3 arrêts, préc.

るとしても、ただしこれ自体が極めて疑わしいことであるが<sup>27)</sup>、Huston 事件判決が著作権者人格権の内容のみに刻もうとした強行的性質を相続的帰属を規律する規定にまで拡大することは、全く理由がない。

## B. 条約法

相続準拠法の排除は、条約法のレベルでは、ベルヌ条約 6 条の 2 にも立脚し得る。同条によれば、著作権者の死後の人格的利益は「保護が要求される国の法令により資格を与えられる人または団体によって」行使される。この規定は、実際、その国について保護が要求される国の法を指定しているように読める。パリ控訴院は、Alberto Giacometti の動産の相続がスイス法により規律されるとした上で、その未亡人の協力者による著作権者人格権の行使を否定するために、保護国法として、明確にフランス法に立脚した判断を下した。その理由として、当該未亡人は Giacometti 自身からの遺贈分を主張できなかったからである<sup>28)</sup>。破毀院はこの理由づけを否定しなかった。なぜならば、破毀院はスイス法を相続準拠法と認めつつも、フランス法を「著作権者人格権の行使」に適用され得るとしたからである。しかし、破毀院は、この 2 つの法のそれぞれの役割については、それ以上の立場を示していない<sup>29)</sup>。

反対に、反体制のロシア人作家の事件では、被告のフランス出版社が、原告の権利保有者としての地位を否定するために、明確に 6 条の 2 第 2 項に基づいてフランス法の適用を主張した。パリ控訴院は<sup>30)</sup>、この議論には答えず、当該作家の二番目の妻の母親の相続人が「Vénédict Erofeev の著作権者の権利の相続上の帰属はロシア法に服する」ことを立証している、と

27) 2013 年の 3 つの判決が、著作権者の権利の原始的帰属の問題を、著作財産権と著作権者人格権を区別することなく保護国法に委ねている限りにおいて。この点につき、A. Lucas, A. Lucas-Schloetter et C. Bernault, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, LexisNexis, 5<sup>e</sup> éd., 2017, n° 1659 を参照。

28) CA Paris, 1<sup>er</sup> ch., 23 sept. 1997 : *RIDA* 2/1998, p. 418 ; *D.* 1999, somm. p. 65, obs. C. Colombet ; *JCP E* 2000, p.80, obs. J.-M. Wallet.

29) Cass. 1<sup>er</sup> civ., 6 juill. 2000 : *Bull. civ.* I, n° 211 ; *Dr. famille* 2000, comm. 119, note C. Alleaume ; *Rev. crit. DIP* 2001, p.329, note J.-S. Bergé ; *Gaz. Pal.* 2001, 2, p.811, note S. Durrande ; *JCP E* 2002, 223, obs. H.-J. Lucas.

30) CA Paris, pôle 5, 2<sup>e</sup> ch., 27 nov. 2009, préc.

確認するにとどまった。

Gala Dali の相続事件<sup>31)</sup> においては、審理に [ベルヌ条約] 6 条の 2 が持ち込まれる可能性があったであろう (し、そうすべきであっただろう) に、原告は (奇妙にも) そうしなかった。そのため、この点についての議論はなされなかった。

これらの躊躇の原因は、次の事実に認めることができる。それは、[ベルヌ条約 6 条の 2 の] 条文が、パリ控訴院が *Giacometti* 事件判決<sup>32)</sup> で示した読み方で、かつ学説の主流<sup>33)</sup> にも認められている読み方に合致しているとしても、「資格を与える」(「著作者、あるいはその死後においては、法令が資格を与える人または団体」という表現から、手続的側面に限定された<sup>34)</sup> 少数派の解釈、つまり他の読み方から導かれる著作者人格権と著作財産権とのこの「分割指定 (*dépeçage*)」の実際の不都合を回避し得る解釈<sup>35)</sup> を生み出す可能性もある [という事実である]。

結局のところ、原則に従って、著作者人格権を含む著作者の権利全体を、抵触規則によって指定された相続準拠法によって規律するのが、最も単純で最も正確であるように思われる。

---

31) CA Versailles, 1<sup>re</sup> ch., 5 oct. 2018, préc.

32) CA Paris, 1<sup>re</sup> ch., 23 sept. 1997, préc.

33) C. Alleaume, note préc. : *Dr. famille* 2000, comm. 119. – J.-S. Bergé, note préc. : *Rev. crit. DIP* 2001, p.329. – P.-Y. Gautier, *Propriété littéraire et artistique*, préc., n° 440, p.477.

34) H.-J. Lucas, obs. préc. : *JCP E* 2002, 223.

35) J.-M. Wallet, obs. préc. : *JCP E* 2000, p.80. – N. Binctin, *Droit d'auteur et droit des successions* : *RIDA* 4/2012, p.3-189, à la p.113.



